

## トランプ2.0時代の経済の武器化に係る政治経済的分析

### —武器化の有効性と産業政策復活の検証—

酒向浩二（江戸川大学）

本稿は、「トランプ2.0」における関税政策を、①経済の武器化としての有効性、②米国産業政策の復活、という二つの視点から再評価することを目的とする。トランプ第二期政権において、関税は単なる通商政策ではなく、外交交渉、安全保障、国内産業再編を結び付ける政策手段として位置づけられている。しかし、2026年2月のIEEPA違憲判決により、大統領令に依拠した関税賦課には制度的限界があることが明らかとなった。このため、本稿では、IEEPAおよびその代替措置である122条、国別対応としての301条、さらに商務省が制度的に関与する232条を区別しながら、トランプ関税の性格変化を検討する。

IEEPAに基づく関税は、二国間交渉において一定の圧力手段として機能してきた。国・地域別に関税率を調整し、相手国に譲歩を迫るという点で、関税は経済の武器化として一定の有効性を持つ。しかし、その運用は朝令暮改的であり、スマートフォン、半導体、食品など、市民生活や企業活動への影響が大きい品目については除外措置が講じられてきた。これは、民主国家において、関税政策が国内物価や市民生活への影響から自由ではあり得ないことを示している。

また、関税によって米国の貿易赤字や製造業雇用が改善するかについても限界がある。マクロ経済学の恒等式に基づけば、貿易赤字は国内の総所得と総支出の関係によって規定される。米国では個人消費を中心とする総支出が大きく、関税によって特定国からの輸入を抑制しても、輸入先が他国に代替される限り、全体としての貿易赤字は改善しにくい。さらに、米国の中間層の多くはサービス業や小売業に従事しており、関税政策は中間層全体の雇用改善には直結しにくい。製造業雇用の減少も、中国との貿易赤字だけではなく、ICT化、オフショアリング、自動化、ロボット化といった構造的要因によるところが大きい。

他方で、232条の適用拡大は、トランプ関税の性格が単なる交渉手段から、産業政策的手段へと変化しつつあることを示している。232条は国家安全保障を根拠とする制度であり、商務省による調査を経て発動される点で、大統領令ベースのIEEPAとは性格を異にする。対象品目は、鉄鋼、アルミ、自動車といった重厚長大産業にとどまらず、半導体、重要鉱物、無人航空機システム、ロボット・産業機械、医薬品、PPE・医療機器などへと拡大している。これは、米国の政策関心が、伝統的製造業の保護から、供給網強靱化、対中依存是正、技術覇権の維持、有事対応能力の強化へと広がっていることを意味する。

特に半導体、重要鉱物、無人航空機システム、ロボット・産業機械は、安全保障、供給網強靱化、技術覇権の三側面において中核的な戦略分野である。これらの分野における232条の活用は、単なる輸入抑制ではなく、米国内への投資誘導、生産基盤再構築、技術流出管理を組み合わせた政策装置として理解できる。

以上を踏まえると、「トランプ2.0」の関税政策は、表層的には経済の武器化としての交渉手段を維持しつつも、実質的には産業政策の復活へと重心を移しつつある。IEEPAおよび122条による関税は、短期的な交渉力を高める一方で、貿易赤字や製造業雇用の改善には限界を持つ。これに対して、232条は、供給網再編、国内生産回帰、対中依存是正を促す中長期的な政策手段として機能しうる。本稿の結論は、関税は目的ではなく手段であり、その本質は米国内の産業再編、供給網の強靱化、技術覇権をめぐる競争の中での製造基盤再構築にあるというものである。